

## 第71回日本小児保健協会学術集会 シンポジウム10

## 「公的健診での保護者に寄り添う子育て支援」

小児科医の立場から一子育て支援・保護者からの  
質問に答えるー

佐藤 詩子 (恩賜財団母子愛育会・総合母子保健センター愛育クリニック)

## 「1か月健診」と「乳幼児健診」について

小児科医がかかわる0歳から3歳までの健診には、

## (1) 「1か月健診」

通常は、母が出産した施設で実施される。児の健診には、助産師もしくは看護師、小児科医がかかわる。

(2) 乳幼児健診 個別医療機関または管轄の保健所で実施される。

国が公費で実施することを定めているのは、「1歳6か月健診」と「3歳児健診」であり、それに加えて、多くの自治体が公費でおこなっている「3-4か月健診」「6-7か月健診」「9-10か月健診」がある。

(1) の「1か月健診」は、いわゆる公的健康診査ではない。しかし、近年、母の出産後、自宅に母子が帰ってからの各地域における保健所による保健師訪問等のかかわりも大変重要視されている。従って、この時期の児（および保護者の悩み）についても、私たち医療者どうしの情報共有が必要であると思われる。実際は、「病院での健診実施者（小児科医）」と「保健所からの訪問保健師」とで情報共有や連携が不十分であると感じられることも経験される。ここでは、いわゆる公的健康診査である乳幼児健診に加えて、あえて、「2週間健診」「1か月健診」についても入れることとし、各職種で連携していくきっかけとなればと考えた。

## 健診の役割

健診の役割については、「児の障害・問題・異常の有無を評価」をし、「健康管理・疾病スクリーニング」を実施することが最重要である。ただし、それに加え

て、「保護者の不安を軽減」し、「子育てをサポート」することも時代を問わず重要な役割である。

「児の障害・問題・異常の有無を評価」と、「健康管理・疾病スクリーニング」に関しては、「改訂版乳幼児健康診査身体診察マニュアル」<sup>1)</sup>などに準じて、全国の小児科医が健康診査を実施している。疾病スクリーニングについては、健診の場で最終診断をする必要はなく、疑いレベルで広くひろいあげ、疾患の見逃しを防いでいくことが大切である。特に、新生児・乳幼児期において、早期の発見と素早い対応で、障害を予防できたり軽減できたりする可能性のある疾患に対するスクリーニングは重要度を増している。

一方で乳幼児健診を担当していて、しばしば感じられることのひとつに、「時代とともに<正常か?あるいは異常(問題あり)なのか?>という認識が保護者も医療者も変わってきている」ということがあげられる。子どもが変化しているのではなく、社会の認識が変化していることが多々ある。あわせて、近年の社会の変化として、少子化と身近な子育て経験者の減少があり、それに伴って、インターネット情報への保護者の傾倒、それによる保護者の不安の増大も、現場ではよく経験される(インターネットを利用することにより、非常に有用な情報を得られたり、子育て中の保護者同士でつながり、保護者の不安をやわらげられたりするよい側面もある一方で、個人の体験がすべてのケースに対して正しい解決案であるかのような受け取り方をしてしまったたり、あるいは、どんな症状であっても重大な病気にむすびついてしまい強い不安に襲われるような負の側面も生じている)(図1)。

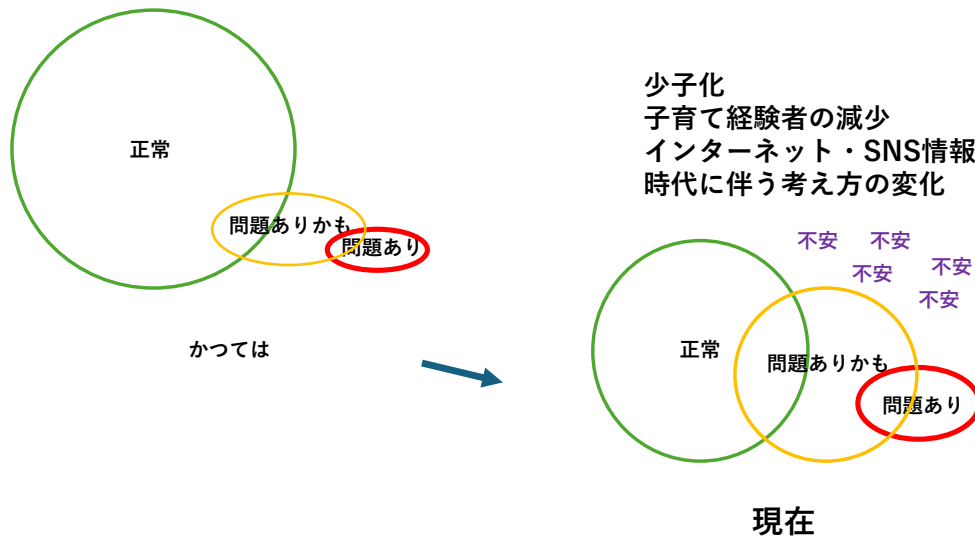


図1 時代に伴う考え方の変化

健診において、問題がある児をひろいあげるとは、とても重要なことではある。ただし、個人差があることをふまえ、標準範囲にはいっている児に対して、保護者があまりに細かく一喜一憂してしまう方向に医療者が導いてしまわないようにしたい。また、嘔吐の回数、便の回数、離乳食が標準通りすまないことに対する保護者の悩み・不安についても、医療者の側は、重要な疾患の見逃しをしないように冷静な視点をたもちつつ、しかし、児の状態が悪くなく健康な状態と考えられるならば、あまり、「このようにあるべき」を押し付けすぎないように気を配り、保護者の子育ての苦労をねぎらいつつ、ゆるやかにみまもる姿勢をもちたいものである。

「児の障害・問題・異常の有無を評価し健康管理・疾病スクリーニング」するためのマニュアルは、他の文献を参考にさせていただき、ここでは、乳幼児健診の大切なもう一方の役割である「保護者の不安を軽減し子育てをサポート」することについて、考えていきたい。そのために、乳幼児健診の現場で、保護者からよく受ける質問を、各健診におけるQ&Aとしてまとめた「公的健康診査での保護者に寄り添う子育て支援」<sup>2)</sup>をご活用いただければと考える。ただし、下記の点にご留意いただきたい。

・小児科医等が現場で答えている一例の提示であり、

実際は全国の現場で、それぞれの医療者により、それぞれの対応がなされている。

・疾患の診断治療とは異なり、個々の「エビデンス」を求めるのは困難と考えられ、返答の仕方を統一することを目的とはしていない。

・現場において、いろいろな返答・対応が考えられるものをあげており、各職種で話し合う手掛かりになればと考える。

おわりに

乳幼児健診は、「専門家が子どもたちの疾患をスクリーニングする場で専門家が保護者を指導する場」のみではなく、「保護者の不安を軽減・子育てをサポートし、子育ての大変さ・楽しさをわかちあう場」になっていけるように、日々努めていきたい。

## 文 献

- 1) 平成30年度～令和2年度厚生労働科学研究補助金（成育疾患克服等次世代育成総合研究 事業）：改訂版 乳幼児健康診査身体診察マニュアル, shinsatsu\_manual.pdf, 2021
- 2) 令和5（2023）年度小児科と小児歯科の保険検討委員会. 公的健康診査での保護者に寄り添う子育て支援. 日本小児保健協会, 2023: pp 4-24.